

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、北海道の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき作成されている「浜頓別町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、浜頓別町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「浜頓別町地域防災計画（一般災害対策編）」による。

第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 浜頓別町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機

関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、道民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなどして、事前の備えに努めるものとする。

また、災害時には、自らの身の安全を第一とし、冷静な行動に心がけるとともに、初期消火や近隣の負傷者・災害時要援護者の救助等のほか、避難場所での自主的活動その他防災関係機関等の防災活動への協力など、自主的な防災活動に努めるものとする。

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、平常時から、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や、従業員等の防災訓練・防災教育の実施、事業所の耐震化などに努め、災害時には、的確な防災活動の推進に努めるものとする。

第4節 浜頓別町の地形、地質及び社会的現況

一般災害対策編「第2章 第1節 自然条件」を準用する。

第5節 浜頓別町及びその周辺における地震の発生状況

第1 浜頓別町及びその周辺における被害地震及び津波

本町及びその周辺における被害地震及び津波による被害が発生した記録はないが、被害想定をもとに十分な対策を講じる必要がある。

第6節 浜頓別町における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の8つの海溝型地震(1)と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての8つの断層帯(2)を道内で想定される地震としている。

これらの中で本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、中央防災会議で公表されている「十勝沖・釧路沖の地震」、及び地震調査研究推進本部で公表されている「増毛山地東縁断層帯」、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」(3)を想定し、地震被害を予測する。

想定される地震	十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯	全国どこでも起こりうる直下の地震
地震の規模等	・マグニチュード：8.2	・マグニチュード：7.8 ・断層の長さ：58 km	・マグニチュード：6.9

(1) 8つの海溝型地震

北海道地域防災計画で想定されている6つの地震(石狩地震、北海道東部地震、釧路北部地震、日高中部地震、留萌沖地震、後志沖地震)と中央防災会議(平成18年1月)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会で想定されている2つの地震(十勝沖・釧路沖の地震、根室沖・釧路沖の地震)、合わせて8つの地震を想定している。

(2) 8つの断層帯

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として8つの断層帯(標津断層帯、十勝平野断層帯、富良野断層帯、増毛山地東縁断層帯、当別断層、石狩低地東縁断層帯、黒松内低地断層帯、函館平野西縁断層帯)を想定している。

(3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

本町においても中央防災会議と同様に、「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9で揺れの大きさを計算している。

第2 被害の予測

1 地震による被害

想定した3タイプの地震のうち、本町に最も大きな被害をもたらす地震は「全国どこでも起こりうる直下の地震」による地震と予測される。

また、現在道内で想定される「十勝沖・釧路沖の地震」、「増毛山地東縁断層帯」での被害は軽微なものにとどまると推定される。

地震のタイプ 地震属性	十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯	全国どこでも起こりうる 直下の地震
計測震度 (役場周辺)	震度4以下	震度4	震度6弱

地震のタイプ 建物被害	十勝沖・釧路沖の地震			増毛山地東縁断層帯			全国どこでも起こりうる 直下の地震		
	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計
木造建築物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	351.8	666.0	1,017.8
非木造建築物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	43.6	112.5	156.1
合 計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	395.4	778.5	1,173.9

地震のタイプ 人的被害	十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯	全国どこでも起こりうる 直下の地震
死 者	0.0	0.0	4.2
負 傷 者	0.0	0.0	81.4
重傷者数	0.0	0.0	4.6
軽傷者数	0.0	0.0	76.8
死傷者数計	0.0	0.0	85.6

建築物被害は平成21年現在の建築物データをもとに推定(木造建築物:1,343棟、非木造建築物:67棟)
人的被害は平成21年の住民基本台帳をもとに推定(総人口:4,636人)

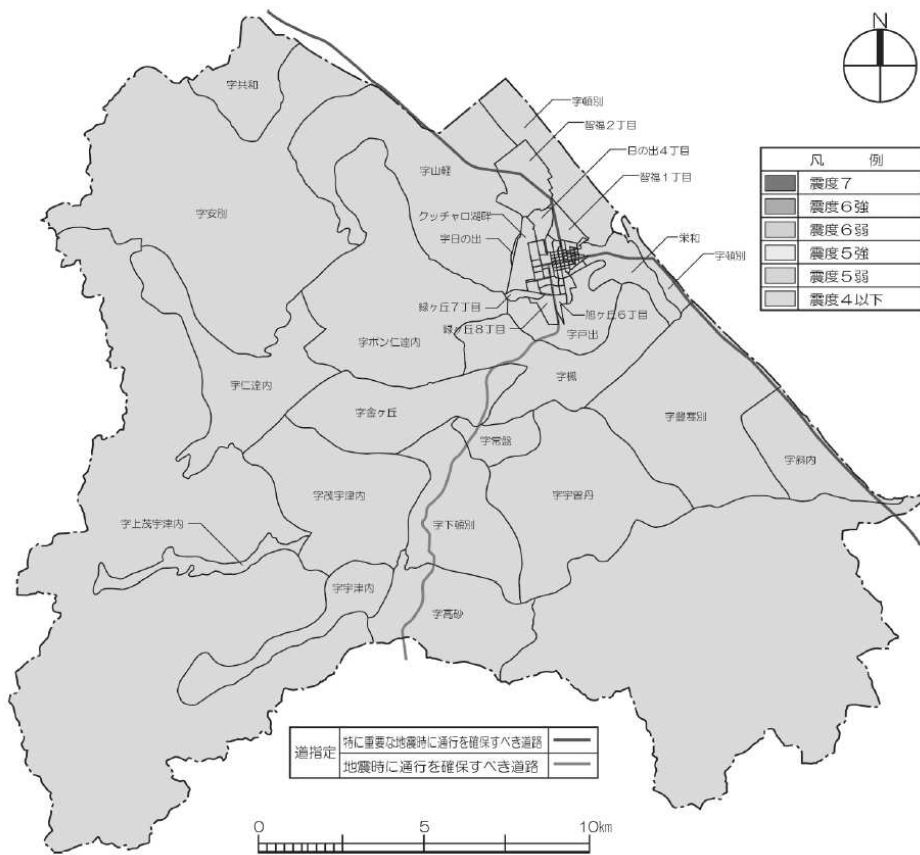
資料:浜頓別町耐震化促進計画

(参考) 「揺れやすさマップ」による本町の被害状況

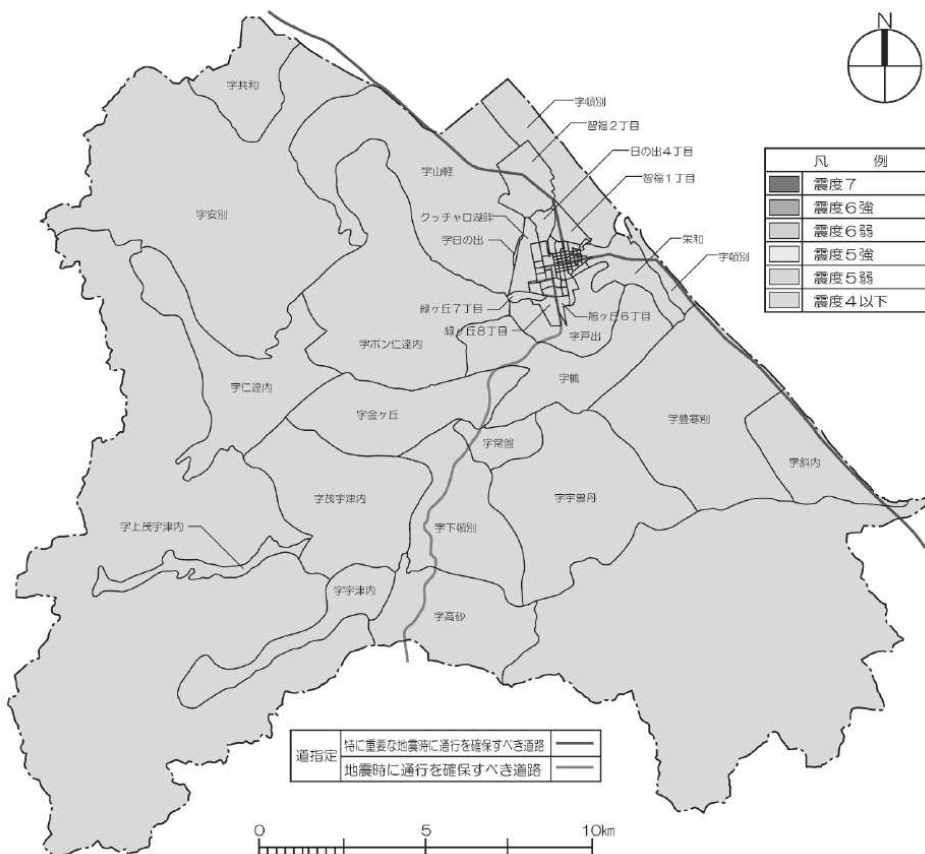
「揺れやすさマップ」とは、地域に考えられる想定地震を設定し、評価する地域単位ごとにまとめた地盤情報などを基にして、計算された地震の揺れの大きさの分布(震度分布)を表すもので、ここでは字界(16箇所)を表示単位として震度を示すマップを作成している。

参考までに、想定される地震の被害は次ページのとおりである。

(1) 十勝沖・釧路沖の地震（震度4以下）

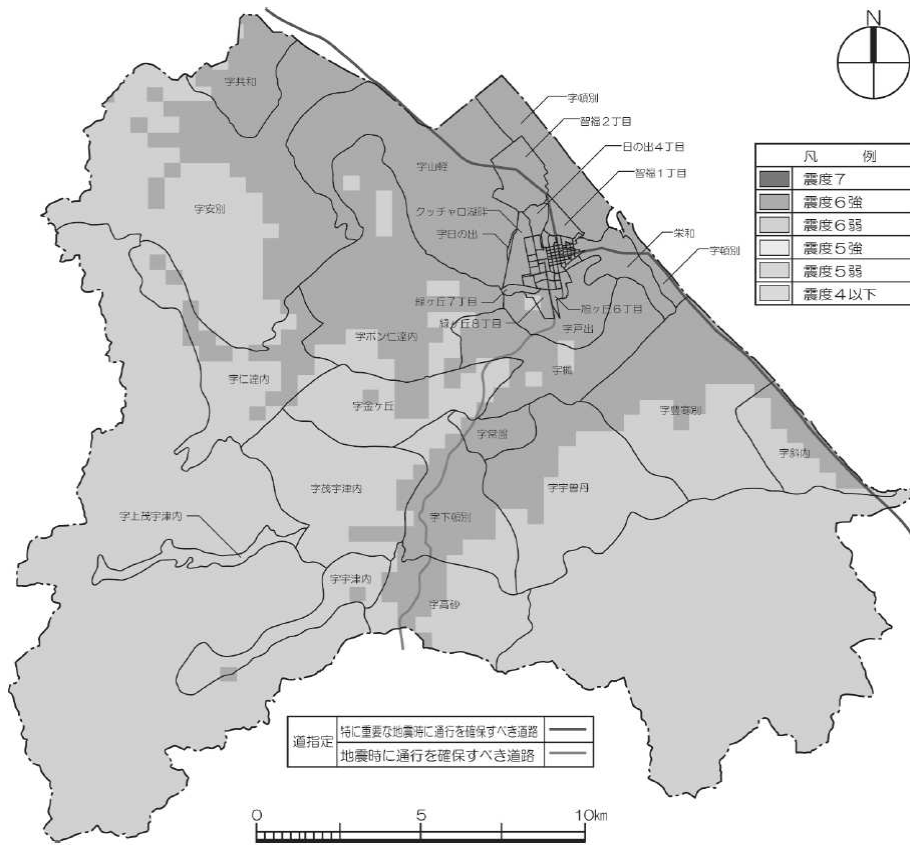


(2) 増毛山地東縁断層帯（震度4）



資料：浜頓別町耐震化促進計画

(3) 全国どこでも起こりうる直下の地震（震度6弱）



資料：浜頓別町耐震化促進計画

第3 北海道における想定地震津波

北海道は、平成5年の北海道南西沖地震や平成15年の十勝沖地震をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

今後は平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、津波浸水想定の見直しに取り組んでいくものとしている。

なお、本計画における本町の津波被害想定は、平成22年度に実施したオホーツク海沿岸における津波シミュレーション及び被害想定調査結果をもとに行うこととする。

1 町において想定される地震津波

本町において想定される地震津波は、オホーツク海沿岸における「北海道北西沖（沿岸側）の地震」、「紋別沖の地震」、「網走沖の地震」である。

なお、想定地震津波の概要及び本町への津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は、次のとおりである。

(1) 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市及び猿払村において最も影響が大きく、沿岸部で最大5mを超える津波が予想される。

津波影響開始時間を見ると稚内市で30～50分程度となり、他の地震と比べ最短の影響開始時間となる。猿払村以東では、その影響は小さくなり水深が浅いため津波の伝播速度が遅いことから、波源域から最も遠くに位置する斜里町への到達は2時間以上と予測される。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は次のとおりである。

想定地震 項目 地名	北海道北西沖（沿岸側）の地震			
	影響開始時間 (分) ± 20 cm	陸域被害警戒時間 (分) +1.0m	第1波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
頓別漁港	87	90	90	4.0
豊牛	89	92	95	4.2
斜内漁港	93	96	100	3.8

(2) 紋別沖の地震

枝幸町沿岸部で最も影響が大きく、沿岸一帯で5mを超える津波が予測され、その影響開始時間は、20数分程度と予測され、他の想定地震に比べ最も早い到達時間となる。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は次のとおりである。

想定地震 項目 地名	紋別沖の地震			
	影響開始時間 (分) ± 20 cm	陸域被害警戒時間 (分) +1.0m	第1波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
頓別漁港	42	46	50	7.0
豊牛	40	46	49	6.6
斜内漁港	37	43	47	6.8

(3) 網走沖の地震

雄武町沿岸部で最も影響が大きく、沿岸部で最大7mを超える津波が予測される。

枝幸町から紋別市、網走市から斜里町の沿岸部では3m以上の津波が来襲し、波源域の南西側に位置する網走市から斜里町については十数分程度で影響開始となる。最大の津波水位となることが予測される雄武町沿岸部には、40分から50分程度で影響開始となる。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高は次のとおりである。

想定地震		網走沖の地震		
項目 地名	影響開始時間 (分) ± 20 cm	陸域被害警戒時間 (分) +1.0m	第1波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)
頓別漁港	75	76	77	4.2
豊 牛	73	74	77	4.6
斜内漁港	69	70	71	5.5

2 津波による被害の予測

北海道が行った想定地震津波による本町の被害想定は以下のとおりである。

想定項目	想定地震	北海道北西沖 (沿岸側)の地震	紋別沖の地震	網走沖の地震
	避難意識	低い	低い	低い
	構造物による効果	なし	なし	なし
建物被害 (単位:棟)	全 壊	3	7	59
	半 壊	21	34	47
	床 上	51	66	116
	床 下	36	48	70
人的被害 (夏季) (単位:人)	死者数	1	3	1
	重傷者数	1	4	1
	中等傷者数	1	9	3
人的被害 (冬季) (単位:人)	死者数	1	4	1
	重傷者数	1	5	1
	中等傷者数	2	11	3
道路被害	被害延長 (単位:km)	59.82	88.14	59.82
	区 間 (単位:区間)	11	24	11
ライフライン (単位:箇所)	上水道	0	1	0
	下水道	1	2	1
	電力	0	0	0